

大川広域行政組合し尿処理施設設置及び管理条例施行規則

〔平成11年12月27日〕
規則第14号

改正 平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合し尿処理施設設置及び管理条例（平成11年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用時間及び休業日)

第2条 大川広域行政組合し尿処理施設（以下「クリーンセンター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 クリーンセンターの休業日は、大川広域行政組合の休日を定める条例（平成元年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第1号）第1条第1項に規定する日とする。

3 管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する使用時間又は休業日を変更することができる。

(業務の内容)

第3条 条例第3条第1項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 搬入し尿及び浄化槽汚泥の受付及び計量に関すること。

(2) 搬入し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。

(3) 施設の維持管理に関すること。

(職員)

第4条 クリーンセンターに所長その他必要な職員を置く。

(使用者の義務)

第5条 クリーンセンターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

(1) 条例、規則及び係員の指示に従うこと。

(2) クリーンセンターの清潔保持に努めること。

(3) 火災予防に努めること。

(4) 使用を終えたときは、直ちに原状に復し、係員の点検を受けること。

(使用の制限)

第6条 管理者は、特に必要があると認めたときは、使用を制限し、又は禁止することができる。

(免責)

第7条 管理者は、使用者が前条の制限を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用に際してクリーンセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はクリーンセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これ

を修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。